

元文科高第 785 号
障発 1213 第 2 号
令和元年 12 月 13 日

各 { 都道府県知事 } 殿
{ 国公立大学長 }

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

公認心理師法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う「公認心理師法第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」及び「公認心理師法第 7 条第 3 号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について

今般、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）により公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）が一部改正されたことに伴い、公認心理師法施行規則の一部を改正する省令（令和元年文部科学省・厚生労働省令第 3 号）が公布され、本年 12 月 14 日から施行されることである。

当該省令の施行に伴い、「公認心理師法第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」（平成 29 年 9 月 15 日付け 29 文科初第 879 号・障発 0915 第 8 号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）及び「公認心理師法第 7 条第 3 号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について」（平成 30 年 1 月 31 日付け 29 文科初第 1390 号・障発 0131 第 2 号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を別添 1 及び別添 2 のとおり改正し、本年 12 月 14 日から適用することとしたので、御了知の上、各都道府県知事におかれては、都道府県教育委員会、管内市区町村、関係団体等に対する周知につき配慮されたい。

[本件担当]

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課公認心理師制度推進室
電話： 03-5253-1111 (内線 3113、3112)
E-mail : koninshinrishi@mhlw.go.jp

○ 公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

改正後	現行
<p>別添</p> <p>公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について</p> <p>第1 必要な科目の確認に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 各大学等における開講科目名については、公認心理師法施行規則(平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。)第1条の2及び第2条で定める科目名とすべきこと。ただし、開講科目が次のいずれかに該当する場合には、施行規則で定める科目名に該当するものとして取り扱って差し支えない。 ア～ウ (略)</p> <p>3 施行規則第1条の2第24号に規定する心理演習(以下「心理演習」という。)及び同条第25号に規定する心理実習(以下「心理実習」という。)並びに第2条第10号に規定する心理実践実習(以下「心理実践実習」という。)については、事前に、各大学等が文部科学省及び厚生労働省の確認(以下「国の確認」という。)を受けることができる。なお、国の確認にあたっては、第2に掲げる各事項にも留意すること。 国の確認を受けない大学等にあつては、当該大学等への入学を希望する者及び在学生等に対し、当該大学等の開講する科目が施行規則に定める基準を満たしていないことが明らかとなった場合、当該者に受験資格が付与されない場合がある旨をあらかじめ周知しておくことが望ましいこと。 国の確認を受けようとする大学等は、当該授業を開始しようとする日の1年前から6か月前までに、様式2の「確認申請書」を厚生労働省に提出すること。ただし、心理演習及び心理実習並びに心理実践実習(以下「実習演習科目」という。)を複数の科目に分割して開講する場合(例：心理演習Ⅰ・心理演習Ⅱ)はこの限りではなく、原則として一部の科目の開始しようとする日が1年より前であっても、その科目の内容を含めて提出することとする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第2 (略)</p>	<p>別添</p> <p>公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について</p> <p>第1 必要な科目の確認に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 各大学等における開講科目名については、公認心理師法施行規則(平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。)第1条及び第2条で定める科目名とすべきこと。ただし、開講科目が次のいずれかに該当する場合には、施行規則で定める科目名に該当するものとして取り扱って差し支えない。 ア～ウ (略)</p> <p>3 施行規則第1条第24号に規定する心理演習(以下「心理演習」という。)及び同条第25号に規定する心理実習(以下「心理実習」という。)並びに第2条第10号に規定する心理実践実習(以下「心理実践実習」という。)については、事前に、各大学等が文部科学省及び厚生労働省の確認(以下「国の確認」という。)を受けることができる。なお、国の確認にあたっては、第2に掲げる各事項にも留意すること。 国の確認を受けない大学等にあつては、当該大学等への入学を希望する者及び在学生等に対し、当該大学等の開講する科目が施行規則に定める基準を満たしていないことが明らかとなった場合、当該者に受験資格が付与されない場合がある旨をあらかじめ周知しておくことが望ましいこと。 国の確認を受けようとする大学等は、当該授業を開始しようとする日の1年前から6か月前までに、様式2の「確認申請書」を厚生労働省に提出すること。ただし、心理演習及び心理実習並びに心理実践実習(以下「実習演習科目」という。)を複数の科目に分割して開講する場合(例：心理演習Ⅰ・心理演習Ⅱ)はこの限りではなく、原則として一部の科目の開始しようとする日が1年より前であっても、その科目の内容を含めて提出することとする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第2 (略)</p>

改正後

現行

(別表1)

大学における必要な科目	
大学(※)における必要な科目名	含まれる事項
1～23 (略)	
24 心理演習	① 知識及び技能の基本的な水準の修得を目的とし、次の(ア)から(オ)までに掲げる事項について、具体的な場面を想定した役割演技(ロールプレイング)を行い、かつ、事例検討で取り上げる。 (ア) 心理に関する支援を要する者等に関する以下の知識及び技能の修得 (1) コミュニケーション (2) 心理検査 (3) 心理面接 (4) 地域支援 等 (イ) 心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成 (ウ) 心理に関する支援を要する者の現実生活を視野に入れたチームアプローチ (エ) 多職種連携及び地域連携 (オ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解
25 (略)	

(※) 専修学校の専門課程も対象とする。

別表2 (略)

様式1 (略)

(別表1)

大学における必要な科目	
大学(※)における必要な科目名	含まれる事項
1～23 (略)	
24 心理演習	知識及び技能の基本的な水準の修得を目的とし、次の(ア)から(オ)までに掲げる事項について、具体的な場面を想定した役割演技(ロールプレイング)を行い、かつ、事例検討で取り上げる。 (ア) 心理に関する支援を要する者等に関する以下の知識及び技能の修得 (1) コミュニケーション (2) 心理検査 (3) 心理面接 (4) 地域支援 等 (イ) 心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成 (ウ) 心理に関する支援を要する者の現実生活を視野に入れたチームアプローチ (エ) 多職種連携及び地域連携 (オ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解
25 (略)	

(※) 専修学校の専門課程も対象とする。

別表2 (略)

様式1 (略)

改正後	現行
<p>(様式2)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 専 門 教 育 課 長 殿 厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 精 神 ・ 障 害 保 健 課 長</p> <p style="text-align: right;">申 請 者 印</p> <p style="text-align: center;">確 認 申 請 書</p> <p>標記について、「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」(平成29年9月15日29文科初第879号・障発0915第8号)に基づき申請します。</p>	<p>(様式2)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 専 門 教 育 課 長 殿 厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 精 神 ・ 障 害 保 健 課 長</p> <p style="text-align: right;">申 請 者 印</p> <p style="text-align: center;">確 認 申 請 書</p> <p>標記について、「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」(平成29年9月15日29文科初第879号・障発0915第8号)に基づき申請します。</p>

改正後					現行				
確認申請書 (大学等)					確認申請書 (大学(※))				
1. 設置者					1. 設置者				
2. 大学等の名称 (学部・学科等含む)					2. 大学の名称 (学部・学科等含む)				
3. 大学等の本部の住所					3. 大学の本部の住所				
4. 実習演習科目の名称 及び開講 (予定) 年月 日	科目名	開講 (予定) 年月日			4. 実習演習科目の名称 及び開講 (予定) 年月 日	科目名	開講 (予定) 年月日		
5. 実習演習科目の受入 可能人数 (科目ごと に記載) 及び学科等 の定員	心理演習の受入可能人数	人			5. 実習演習科目の受入 可能人数 (科目ごと に記載)	心理演習	人		
	心理実習の受入可能人数	人				心理実習	人		
	学科等の定員	人			6. 実習演習担当教員 の員数 (科目ごとに 記載)	心理演習	人		
	※科目の受入可能人数が学科等の定員より少ない場合は、学生への周知方法及びその時期を記載					心理実習	人		
6. 実習演習担当教員 の員数 (科目ごとに 記載)	心理演習	人			7. 実習演習担当教員	氏名	担当科目名 (4のうち担当する科目名のみ記載)	教員調書頁番号	
	心理実習	人							
7. 実習演習担当教員	氏名	担当科目名 (4のうち担当する科目名のみ記載)		教員調書頁番号					
8. 実習施設	名称	分野	所在地	実習指導者 氏名	実習指導者 調書頁番号				
9. 本件に関する照会 先	担当部署名				9. 本件に関する照会 先	担当部署名			
	住所	〒				住所	〒		
	電話番号					電話番号			

改正後	現行
<p>(注1) 欄が不足する場合には、適宜追加すること。</p> <p>(注2) 「8. 実習施設」の「分野」欄は、当該欄の左「名称」欄に記載した施設が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健医療分野に該当する場合は① ・福祉分野に該当する場合は② ・教育分野に該当する場合は③ ・司法・犯罪分野に該当する場合は④ ・産業・労働分野に該当する場合は⑤ <p>をそれぞれ記載すること。</p> <p>なお、大学又は大学院に設置されている心理職を養成するための相談室における実習についても記載することとし、その場合は、「分野」欄は空欄とすること。</p> <p>(注3) 第2の2(1)の規定により、実習担当教員が実習指導を行う場合、実習指導者調書は不要であること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教員調書 2 実習指導者調書 3 実習施設承諾書 4 実習演習計画（特に第2の2(1)ア及び3(1)、4(1)及び(7)の内容がわかるものとする） <p>(※) 書類はすべてA4版・片面・白黒印刷で提出すること。</p>	<p>(注1) 欄が不足する場合には、適宜追加すること。</p> <p>(注2) 「8. 実習施設」の「分野」欄は、当該欄の左「施設等の名称」欄に記載した施設が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健医療分野に該当する場合は① ・福祉分野に該当する場合は② ・教育分野に該当する場合は③ ・司法・犯罪分野に該当する場合は④ ・産業・労働分野に該当する場合は⑤ <p>をそれぞれ記載すること。</p> <p>なお、大学又は大学院に設置されている心理職を要請するための相談室における実習についても記載することとし、その場合は、「分野」欄は空欄とすること。</p> <p>(注3) 第2の2(1)の規定により、実習担当教員が実習指導を行う場合、実習指導者調書は不要であること。</p> <p><u>(※) 専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。）の場合は、様式の「大学」とあるのを「専修学校の専門課程」と変えて使用すること。</u></p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教員調書 2 実習指導者調書 3 実習施設の設置者の承諾書 4 実習演習計画（特に第2の2(1)ア及び3(1)、4(1)及び(7)の内容がわかるものとする） <p>(※) 書類はすべてA4版・片面・白黒印刷で提出すること。</p>

改正後					現行						
確認申請書 (大学院)					確認申請書 (大学院)						
1. 設置者					1. 設置者						
2. 大学院の名称 (研究科・専攻等含む)					2. 大学院の名称 (研究科・専攻等含む)						
3. 大学院の本部の住所					3. 大学院の本部の住所						
4. 心理実践実習科目の 名称及び開講 (予定) 年月日	科目名		開講 (予定) 年月日		4. 心理実践実習科目の 名称及び開講 (予定) 年月日	科目名		開講 (予定) 年月日			
5. 心理実践実習科目の 受入可能人数 (科目 ごとに記載) 及び専 攻等の定員	受入可能人数		人		5. 心理実践実習科目の 受入可能人数 (科目 ごとに記載)			人			
	専攻等の定員		人								
	※科目の受入可能人数が専攻等の定員より少ない場合は、学生への周知方法及びその時期を記載										
6. 心理実践実習科目担 当教員の員数 (科目 ごとに記載)					6. 心理実践実習科目担 当教員の員数 (科目 ごとに記載)	人					
7. 心理実践実習科目担 当教員	氏名	担当科目名 (4のうち担当する科目名のみ記載)		教員調書頁番号	7. 心理実践実習科目担 当教員	氏名	担当科目名 (4のうち担当する科目名のみ記載)		教員調書頁番号		
8. 実習施設	名称	分野	所在地	実習指導者 氏名	実習指導者 調書頁番号	8. 実習施設	施設等の名称	分野	所在地	実習指導者 氏名	実習指導者 調書頁番号
9. 本件に関する照会 先	担当部署名				9. 本件に関する照会 先	担当部署名					
	住所	〒				住所	〒				
	電話番号					電話番号					

改正後	現行
<p>(注1) 欄が不足する場合については、適宜追加すること。</p> <p>(注2) 「8. 実習施設」の「分野」欄は、当該欄の左「名称」欄に記載した施設が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健医療分野に該当する場合は① ・福祉分野に該当する場合は② ・教育分野に該当する場合は③ ・司法・犯罪分野に該当する場合は④ ・産業・労働分野に該当する場合は⑤ <p>をそれぞれ記載すること。</p> <p>なお、大学又は大学院に設置されている心理職を養成するための相談室における実習についても記載することとし、その場合は、「分野」欄は空欄とすること。</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教員調書 2 実習指導者調書 3 実習施設承諾書 4 実習計画（特に第2の2（1）イ及び3（1）、4（1）及び（7）の内容がわかるものとする こと） <p>(※) 書類はすべてA4版・片面・白黒印刷で提出すること。</p>	<p>(注1) 欄が不足する場合については、適宜追加すること。</p> <p>(注2) 「8. 実習施設」の「分野」欄は、当該欄の左「施設等の名称」欄に記載した施設が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健医療分野に該当する場合は① ・福祉分野に該当する場合は② ・教育分野に該当する場合は③ ・司法・犯罪分野に該当する場合は④ ・産業・労働分野に該当する場合は⑤ <p>をそれぞれ記載すること。</p> <p>なお、大学又は大学院に設置されている心理職を要請するための相談室における実習についても記載することとし、その場合は、「分野」欄は空欄とすること。</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教員調書 2 実習指導者調書 3 実習施設の設置者の承諾書 4 実習計画（特に第2の2（1）イ及び3（1）、4（1）及び（7）の内容がわかるものとする こと） <p>(※) 書類はすべてA4版・片面・白黒印刷で提出すること。</p>

改 正 後					現 行				
教員調書					教員調書				
大学等の名称					大学等の名称				
氏名				性別					
生年月日					生年月日				
教員資格要件に係る	公認心理師実習演習担当教員講習会		1. 修了（修了年月： 年 月） 2. 未修了		公認心理師実習演習担当教員講習会		1. 修了（修了年月： 年 月） 2. 未修了		
	教育歴	大学等（職階）	心理に関する教育内容 （心理分野の教育に係る実習又は演習のみ）		年月～年月 （従事した期間 年 か月）				
		従事した期間の合計							
<p>(注1) 欄が不足する場合には、適宜追加すること。</p> <p>(注2) 教員ごとに作成すること。</p> <p>(注3) 実習演習担当教員は次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>① 公認心理師の資格を取得した後、法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習演習担当教員を養成するために行う講習会であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者</p> <p>② 大学（大学院及び短期大学を含む。）の教授、准教授、講師又は助教として、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関し3年以上の経験を有する者</p> <p>③ 専修学校の専門課程の専任教員として、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関し3年以上の経験を有する者</p> <p>(注4) (注3)のうち①に該当する者は、公認心理師実習演習担当教員講習会の修了書の写し及び公認心理師登録証の写しを添付すること。</p>					<p>(注1) 欄が不足する場合には、適宜追加すること。</p> <p>(注2) 教員ごとに作成すること。</p> <p>(注3) 実習演習担当教員は次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>① 公認心理師の資格を取得した後、法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習演習担当教員を養成するために行う講習会であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者</p> <p>② 大学（大学院及び短期大学を含む。）の教授、准教授、講師又は助教として、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関し3年以上の経験を有する者</p> <p>③ 専修学校の専門課程の専任教員として、心理分野の教育に係る実習又は演習の教授に関し3年以上の経験を有する者</p> <p>(注4) (注3)のうち①に該当する者は、公認心理師実習演習担当教員講習会の修了書の写し及び公認心理師登録証の写しを添付すること。</p>				

改 正 後					現 行					
実習指導者調書					実習指導者調書					
実習施設の名称					実習施設名					
氏名				性別		氏名				
生年月日					生年月日					
実習指導者資格要件	公認心理師実習指導者講習会		1. 修了 (修了年月: 年 月)		公認心理師実習指導者講習会		1. 修了 (修了年月: 年 月)			
			2. 未修了				2. 未修了			
	実習指導者資格要件に係る職歴	勤務先 (職名)	心理に関する業務内容 (心理に係る内容を明確かつ具体的に記載)		年月～年月 (従事した期間年 か月)		勤務先	心理に関する業務内容		年月～年月(従事した期間年 か月)
		従事した期間の合計					従事した期間の合計			
<p>(注1) 欄が不足する場合には、適宜追加すること。</p> <p>(注2) 実習指導者ごとに作成すること。</p> <p>(注3) 実習指導者は次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>① 公認心理師の資格を取得した後、法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有する者であつて、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者</p> <p>② 法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事し、又は従事した経験を有する者のうち、必要な科目を開設する大学等が適当と認める者</p> <p>(注4) (注3)のうち①に該当する者は、公認心理師実習指導者講習会の修了書の写し及び公認心理師登録証の写しを添付すること。</p>					<p>(注1) 欄が不足する場合には、適宜追加すること。</p> <p>(注2) 実習指導者ごとに作成すること。</p> <p>(注3) 実習指導者は次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>① 公認心理師の資格を取得した後、法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事した経験を有する者であつて、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であつて文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者</p> <p>② 法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事し、又は従事した経験を有する者のうち、必要な科目を開設する大学等が適当と認める者</p> <p>(注4) (注3)のうち①に該当する者は、公認心理師実習指導者講習会の修了書の写し及び公認心理師登録証の写しを添付すること。</p>					

改正後	現行
<p style="text-align: center;">実習施設承諾書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〇〇〇大学長 殿</p> <p style="text-align: center;"> <u>実習施設</u> <u>の名称</u> 所在地 代表者 印 </p> <p>当施設は、〇〇〇大学が公認心理師法施行規則等に基づいて行う実習の実習施設として、実習生を受け入れることを承諾いたします。</p>	<p style="text-align: center;">実習施設承諾書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〇〇〇大学長 殿</p> <p style="text-align: center;"> <u>設置者</u> <u>所在地</u> 代表者 印 </p> <p>当施設は、〇〇〇大学が公認心理師法施行規則等に基づいて行う実習の実習施設として、実習生を受け入れることを承諾いたします。</p>

(別添2)

○ 公認心理師法第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

改正後	現 行
<p>別 添</p> <p>公認心理師法第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について</p> <p>第1 審査対象者</p> <p>1 日本の大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）において公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）<u>第1条の2</u>に規定する科目を修めて卒業し、かつ、外国の大学院において心理に関する科目を修めてその課程を修了した者</p> <p>2～5 （略）</p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 認定基準</p> <p>以下の1から4までの認定基準を満たした者に対し公認心理師試験の受験資格を認定することとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 専門科目の履修時間</p> <p>外国の大学及び大学院においてはそれぞれ一貫した専門教育を受けていること。なお、第1の審査対象者の区分に応じてそれぞれ以下に掲げる必要な基準を満たすこと。ただし、<u>施行規則第1条の2</u>及び第2条に規定する科目を満たす程度については、外国の大学及び大学院における教育内容の相違を考慮する場合がある。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 第1の2又は3に該当する者</p> <p>外国の大学において履修した専門科目の合計の時間数が1,790時間以上であり、<u>施行規則第1条の2</u>に規定する科目を概ね満たすこと</p>	<p>別 添</p> <p>公認心理師法第7条第3号に基づく公認心理師試験の受験資格認定の取扱い等について</p> <p>第1 審査対象者</p> <p>1 日本の大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は専修学校の専門課程（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号に規定する文部科学大臣が指定するものに限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）において公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）<u>第1条</u>に規定する科目を修めて卒業し、かつ、外国の大学院において心理に関する科目を修めてその課程を修了した者</p> <p>2～5 （略）</p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 認定基準</p> <p>以下の1から4までの認定基準を満たした者に対し公認心理師試験の受験資格を認定することとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 専門科目の履修時間</p> <p>外国の大学及び大学院においてはそれぞれ一貫した専門教育を受けていること。なお、第1の審査対象者の区分に応じてそれぞれ以下に掲げる必要な基準を満たすこと。ただし、<u>施行規則第1条</u>及び第2条に規定する科目を満たす程度については、外国の大学及び大学院における教育内容の相違を考慮する場合がある。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 第1の2又は3に該当する者</p> <p>外国の大学において履修した専門科目の合計の時間数が1,790時間以上であり、<u>施行規則第1条</u>に規定する科目を概ね満たすこと</p>

改正後	現行
<p>すこと。</p> <p>(3) 第1の4に該当する者 外国の大学において履修した専門科目の合計の時間数が 1,790 時間以上であり、<u>施行規則第1条の2</u>に規定する科目を概ね満たすこと、かつ、外国の大学院において履修した専門科目の合計の時間数が 990 時間以上であり、<u>施行規則第2条</u>に規定する科目を概ね満たすこと。</p> <p>3 教育環境 教員数等が、<u>施行規則第1条の2</u>及び第2条に規定する科目を開講している大学等及び大学院と同等以上と認められること。</p> <p>4 (略)</p> <p>第4 提出書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出すること。 1・2 (略) 3 以下の(1)から<u>(3)</u>までの書類のうち、いずれか一つ (1)～(3) (略) 4～8 (略)</p> <p>※ 注意事項 1～4 (略)</p> <p>5 第4の提出書類のうち、5(1)①若しくは(2)③において<u>写し</u>を提出する場合又は(3)③及び6については、当該提出書類の原本を持参すること。送付する場合においても、原本を同封すること。なお、送付する場合は、照合後に原本を返還するため、返送用封筒を同封すること。封筒には宛名〔様式1〕公認心理師試験受験資格認定願に記載の郵便物送付先(国内連絡先)及び赤字で「簡易書留」と記載し、郵送に必要な額の切手を貼付しておくこと。</p> <p>6 (略)</p>	<p>と。</p> <p>(3) 第1の4に該当する者 外国の大学において履修した専門科目の合計の時間数が 1,790 時間以上であり、<u>施行規則第1条</u>に規定する科目を概ね満たすこと、かつ、外国の大学院において履修した専門科目の合計の時間数が 990 時間以上であり、<u>施行規則第2条</u>に規定する科目を概ね満たすこと。</p> <p>3 教育環境 教員数等が、<u>施行規則第1条</u>及び第2条に規定する科目を開講している大学等及び大学院と同等以上と認められること。</p> <p>4 (略)</p> <p>第4 提出書類 申請に当たって、申請者は以下の書類を提出すること。 1・2 (略) 3 以下の(1)から<u>(4)</u>までの書類のうち、いずれか一つ (1)～(3) (略) 4～8 (略)</p> <p>※ 注意事項 1～4 (略)</p> <p>5 第4の提出書類のうち、5(1)①若しくは(2)③において<u>修了証書の写し</u>を提出する場合又は(3)③及び6については、当該提出書類の原本を持参すること。送付する場合においても、原本を同封すること。なお、送付する場合は、照合後に原本を返還するため、返送用封筒を同封すること。封筒には宛名〔様式1〕公認心理師試験受験資格認定願に記載の郵便物送付先(国内連絡先)及び赤字で「簡易書留」と記載し、郵送に必要な額の切手を貼付しておくこと。</p> <p>6 (略)</p>